

石巻市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を石巻市教育委員会教育長に提出したところ、同条第12項の規定に基づき当該監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成21年2月17日

石巻市監査委員 山崎 武 敏

石巻市監査委員 矢川 昌 宏

石巻市監査委員 高橋 誠 志

石教総第123号  
平成21年2月5日

石巻市監査委員殿

石巻市教育委員会  
教育長 綿引 雄一

監査結果に係る措置について（通知）

平成20年12月3日付け石監第12号で指摘があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

|   |   |
|---|---|
| 監査対象部課  | 教育委員会   |
| 監査対象範囲  | 平成19年度一般事務及び財務に関する事務の執行<br>（平成20年3月31日現在）<br>ただし、必要がある場合は、過年度及び現年度も対象とした。 |
| 監査期間  | 平成20年8月22日から同年12月3日まで   |
| 監査結果（指摘事項）  |   |
| <p>教育機関の施設使用許可及び減免の取扱いについて</p> <p>教育機関の施設（以下「施設」という。）使用許可及び減免の取扱いについて、施設ごとに条例等で規定され管理運営しているが、類似施設で次のような不統一な取扱いがあったので、各施設の設置目的、利用対象者及び設置経緯等施設ごとに事情が異なり、同じ取扱いができないものもあるが、類似施設については極力同じ取扱いにするべきであり、公正、平等な行政の確保という観点から、利用者の利便性を考慮し、算定基準の明確化、簡素化を図り、条例、規則等の改正を含め組織として早急に是正、改善に取り組むこと。</p> <p>使用簿の記載のみで使用許可するもの、申請書が必要なもの<br/>使用許可証を交付するもの、しないもの<br/>使用料を徴収した際に、使用許可証兼使用券（レシート）等のみ発行するもの、使用許可証と領収証書（出納課受払い）を発行するもの<br/>使用料を前納させるもの、後納させるもの<br/>申請書の様式上、申請者の押印を必要とするもの、しないもの<br/>市内の児童・生徒が使用する場合、無料のもの、有料のもの<br/>市内の学校（高等学校、大学）が使用する場合、無料のもの、有料のもの</p> |   |

冷暖房使用料が無料のもの、有料のもの

スポーツ少年団登録団体が使用する場合、無料のもの、有料のもの

社会教育関係認定団体が使用する場合、無料のもの、有料のもの

使用料徴収の算定基準が1時間単位のもの、1回単位のもの

#### 措置（改善・検討）内容

教育機関における施設（以下、「施設」という。）には、公民館施設、スポーツ施設及び文化施設等があるが、それらの施設には単独施設や複合施設など様々な形態が混在しているため、合併協議の際に、その利用形態や使用条件あるいは使用料等の取り扱いに係る不均衡の是正について検討・協議を重ねたが、結果的に合意には至らず「現行のとおりに新市に引き継ぐ」こととなった。

しかしながら、合併後、利用に係る不均衡を是正し、利用者への公平性や平等性を確保する必要があるとの認識に立ち、平成18年10月、教育委員会関係課により「社会教育関係団体認定基準及び公民館減免基準等に係る打ち合わせ」を行い、改めて統一化に向けた検討を行う旨の方針を確認した。

その方針のもとに、それぞれの施設の所管課が中心となり検討・協議を重ねたが、各施設の設置に至る経緯や各々の地域における社会教育活動に対する関わり方の相違等にも配慮する必要があることから、調整が難航していた。

こうした中、平成20年5月に行財政改革推進本部により「公共施設の見直し指針」が策定され「使用料・手数料減免見直し指針」が示されたため、それらを具現化していくため、公民館長連絡会議及びその内部組織である課題等検討委員会において協議を行い、平成20年12月、社会教育関係認定団体における認定基準の一部見直しを行うとともに、利用申請等事務手続きについても検討を重ね、平成20年度末までに改善を図ることとした。

また、「施設」の使用料に関する減免基準等については、社会教育関係認定団体の取り扱いにも関連するため、平成21年度早々にも教育委員会関係課による検討会議を組織し、早期に対応方針を取りまとめ、条例・規則等の改正及び利用者への周知を経た後、平成22年度から統一化を行うこととする。

加えて、スポーツ施設の使用料等についても統一化を基本とするが、河南中央公園や追波川河川運動公園などの都市公園施設については、他の施設との整合性を図りつつ、市関係課と検討・協議を重ねることとする。

その後においても、施設全体のあり方やその運用について、順次見直し・改善を行っていくことにより、社会教育体制の充実と利用者の公平性を確保していく。